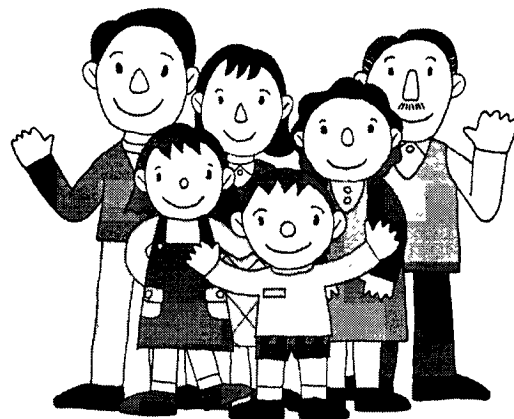
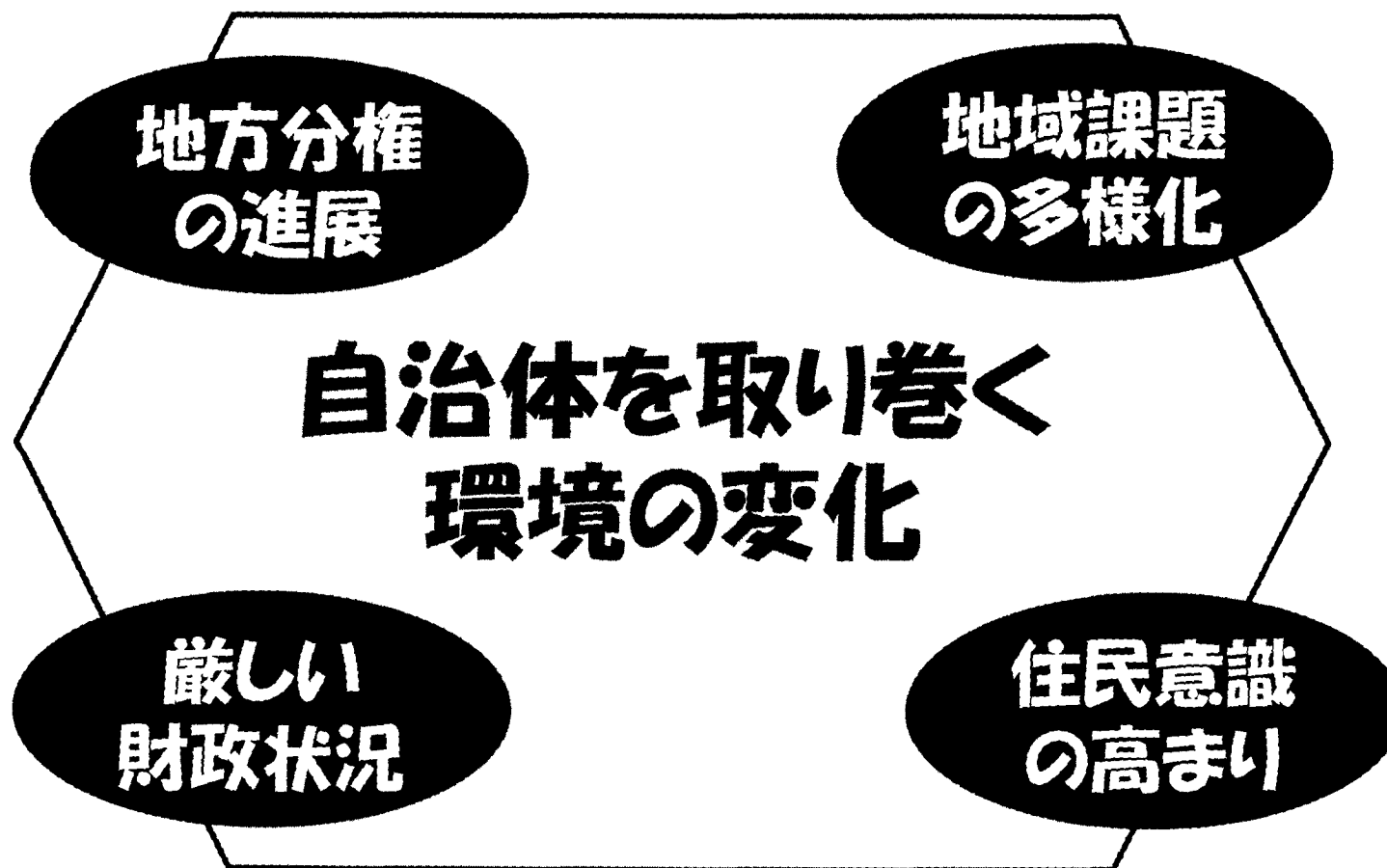


福島町まちづくり基本条例



福島町総務課企画グループ

○策定の背景



●当町における背景

- 平成の大合併（松前町との合併協議の破綻）
- 地方分権の推進（身近なサービスは、身近なところで）
- 福島町自立プラン計画の策定（勇気をもって協働で改革に挑戦）

まちづくりには「町の憲法」が必要との考えから→まちづくり基本条例を制定
（平成21年4月1日施行）

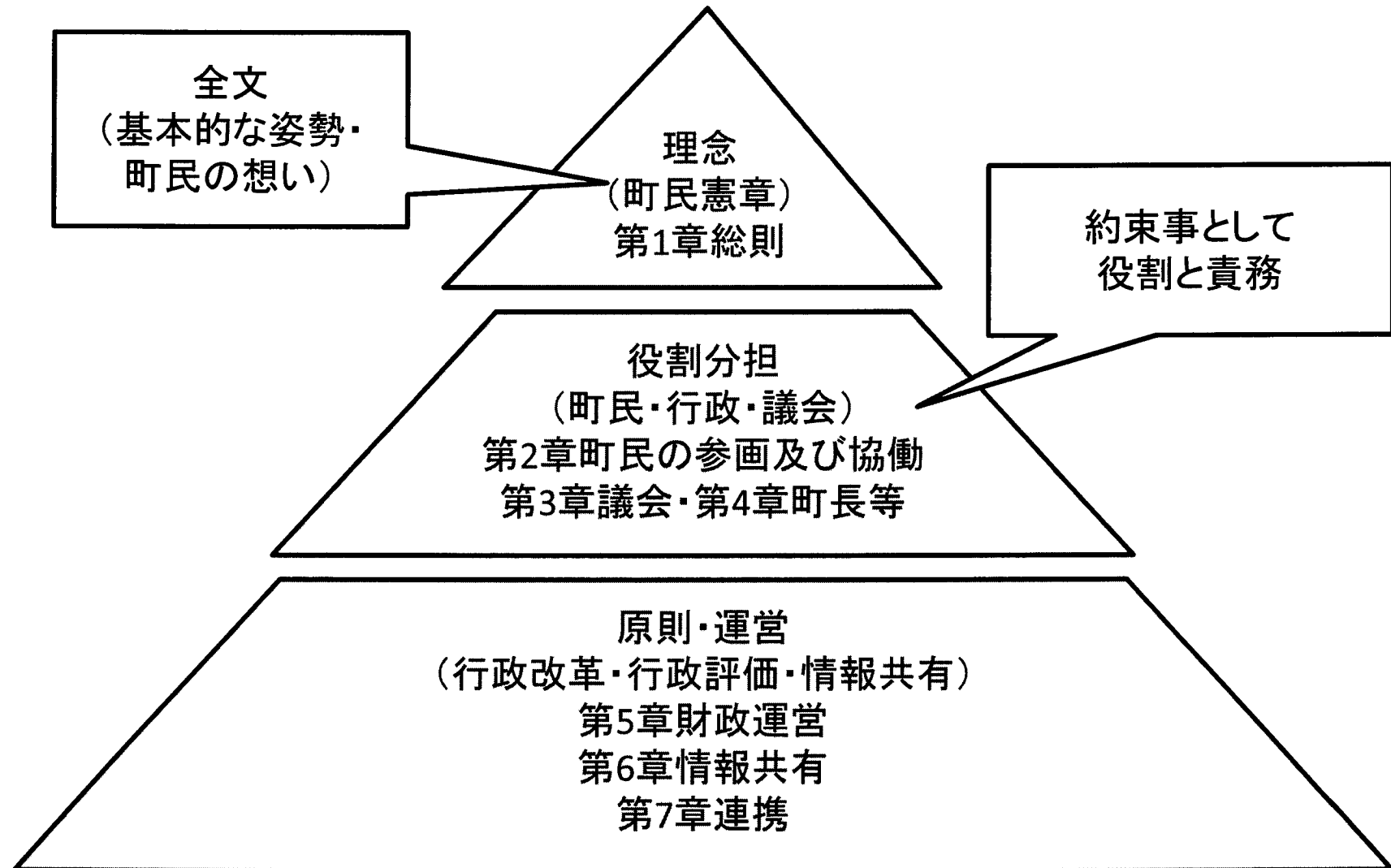
● 条例はなぜ必要か？

- 町民・議会・行政の約束事をルール化
- 身の丈にあったまちづくり＝福島らしさをもったまちづくり
- 「みんなのまちづくり」から「みんなでまちをつくる」へ
- 町づくりに参画するための情報の共有
- 自治体の最大の責務である「住民の福祉の増進を図る」ためのツール

●策定の経過

- 福島町まちづくり基本条例町民検討委員会
 - H19. 10から20人(公募5人)の委員による真剣な議論がスタート(11回)
 - 町民説明会の開催(5日間)
 - パブリックコメントの募集
 - H20. 10 素案の決定
 - H21. 2 条例案の決定
 - H21. 3 議会で議決

●まちづくり基本条例の体系



●条例の構成

前文（町民の思い）

第1章 総則（目的、目標）

第2章 町民の参画及び協働（役割、権利）

第3章 議会（役割と責務）

第4章 町長等（責務）

第5章 町政運営（計画、行政改革、行政評価）

第6章 情報共有（原則、提供、説明責任）

第7章 連携（交流、広域的）

第8章 条例の位置づけ等

（まちづくり推進会議、見直し、）

解説書を参照

●前文に込められた思い

わたしたちのまち福島島は、北海道漁業のさきがけとして拓かれた津軽海峡（うみ）と大千軒岳がそびえ立つ四季折々の自然に恵まれたまちです。

わたしたちは、先人から受け継いだ豊かな自然や産業、培われてきた歴史と文化を誇りとして未来を担う子どもたちへと引き継ぎ、今まで以上に「住んでいてよかった」、「これからも住み続けたい」とおもえるまちづくりをめざします。

ここに、わたしたちは福島憲章の持つ精神に立ってまちづくりを進めていくことを誓い、町民、議会、行政がそれぞれの役割を自覚し、世代を越えて互いに力を合わせ自らの創意工夫により住民自治を確立するため、この条例を制定します。

●施行後1年を経過し

とかく行政は、条例を制定することが目的化してしまい、施行後の実践が鈍る傾向があります。

条例はあくまでも住民参加による協働の“まちづくり”のためのツールであって、それをいかに使いこなせるかによって条例の真価が問われることとなる。

(今後の課題)

- 町長から職員まで常に条例を意識した情報提供や仕事に努める。
- 町民が自らが参画する意識の醸成に努める。
- 実践を積み重ねることにより理解度を高める。

●生きた条例にするために

□本当の意味での情報共有をめざす

□住民が自らの意思で参画することをめざす

条例の認知

住民は行政が思うほど条例に関心がないのが現状である。

職員が常に条例を意識して、広報などの機会を通じて情報を発信する努力をする。

住民へ条例を浸透するために、何度も何度も丁寧が作業を繰り返すことが大切になる。

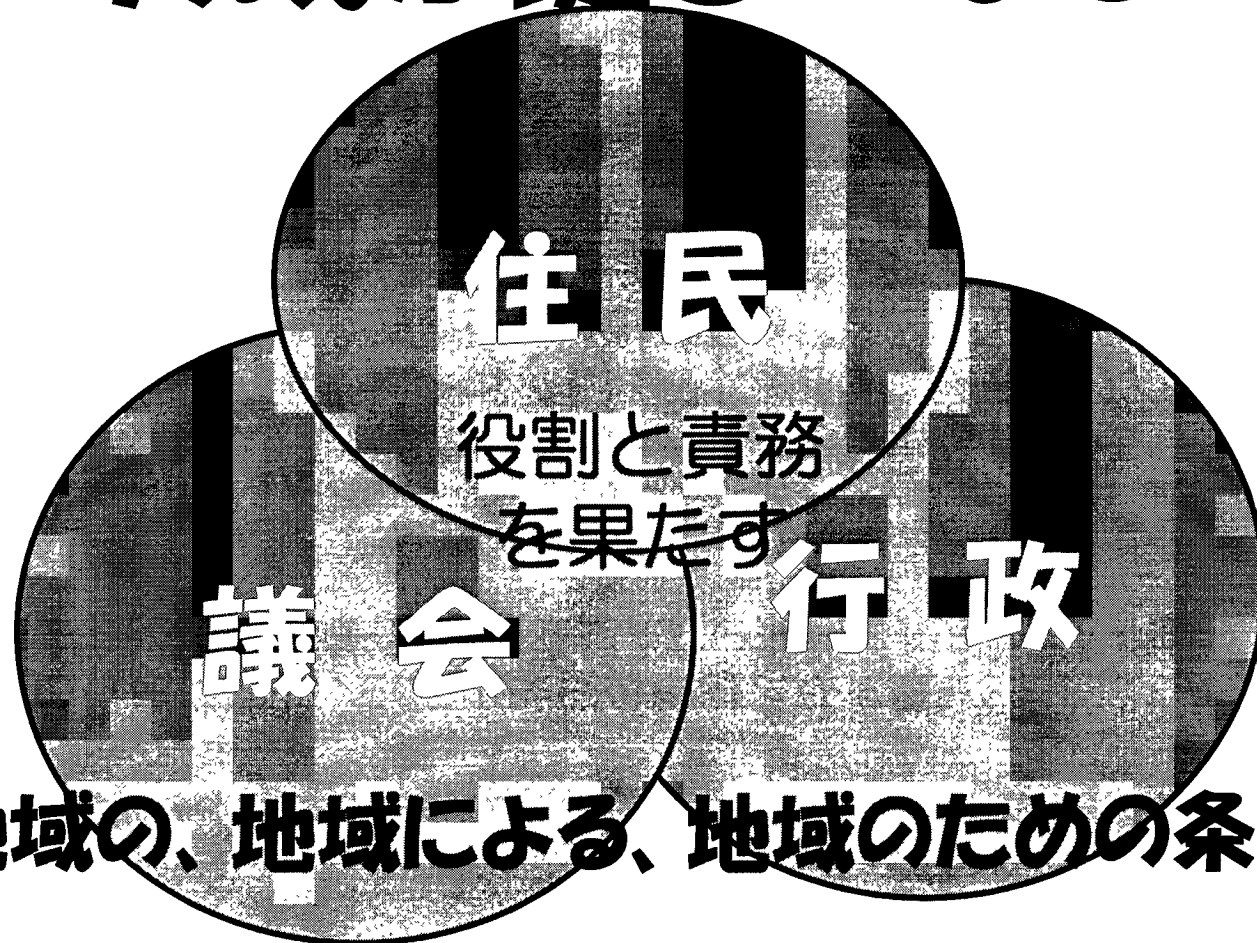
参加の限界

町民は個々人の生活や仕事があり、多くの方は参加機会を利用できない現実がある。

地域の課題に対する関心度には個人差があり、等しく参加することが難しい。

職員は、聞く姿勢をもって極力役場の外へ出かけて、話し合いの場を多く持つことが大切である。

しっかりした検証と 実践が鍵と・・・なる



地域の、地域による、地域のための条例

●まちづくり推進会議の役割

町長の付属機関として、この条例の検討及び見直しを目的とした「町づくり推進会」を設置し、施行後4年を超えない期間ごとに条例を検証する。

- 条例の検証作業
- 福島町まちづくり行財政プランの検証
- 行政評価に関する第三者評価
- ふるさと応援基金の活用を検討

公募を含めた16人の民間委員で構成し、今年度から実質的に活動を開始している。

●行政評価について

条例第20条第2項において、行政活動を点検し改善を図るため行政評価を行い、効率的かつ効果的な行政運営に努めることとしていることから、今年度から3カ年を試行期間として行政評価を実施する。

○行政評価のポイント

- ◆住民満足度の向上を目指す。
- ◆職員の意識改革を目指す。
- ◆住民への説明責任の向上と町民参加の拡大を目指す。

行政の事務事業全341件の中から162件を行政評価の対象事業として選定する。

初年度となる今年は、各グループに最低1件以上の評価を実施させるため、36件を試行的に行政評価することとする。

